

# 令和6年度「ふくしまを創る若者のプラットフォーム構築事業」に係る業務委託仕様書

## 1 委託業務の名称

- (1) 令和6年度「ふくしまを創る若者のプラットフォーム構築事業」地域ネットワーク推進委員業務委託

## 2 委託業務の目的

- (1) 福島県教育委員会では、県内7地区に地域ネットワーク推進委員を配置し、学校と地域の接点を増やすことにより、地域課題探究活動を一層推進することとしている。
- (2) 県北地区及び相双地区の県立高等学校1校、県中地区及び県南地区的県立高等学校1校、会津地区及び南会津地区的県立高等学校1校、いわき地区的県立高等学校1校の4校を拠点校とし、さらに県北地区及び相双地区的県立高等学校1校、県中地区及び県南地区的県立高等学校1校、会津地区及び南会津地区的県立高等学校1校を訪問校とし、地域課題探究活動を支援する。
- (3) 拠点校及び訪問校以外の県立高等学校においても地域課題探究活動を一層推進するために、各校の地域ネットワーク推進委員は、探究的な学びに協力できる地域人材を探して、協力できる内容を登録し、分野毎に整理した一覧表を作成する。（一覧表は、福島県教育委員会の取組において活用する。）
- (4) 加えて、県立高等学校の生徒が地域課題探究活動の中で気づいた地域の魅力等をまとめ、高校教育課を通して公表する。
- (5) 上記の役割を担う地域ネットワーク推進委員の業務を外部に委託し、各県立高等学校が教育プログラムを主体的に計画・実施する際の一助とし、継続性のある教育プログラムへと発展させ、全県立高等学校の地域課題探究活動の充実に寄与することが目的である。

## 3 委託期間

令和6年5月13日～令和7年3月21日

## 4 対象校

- (1) 拠点校：福島県立伊達高等学校（県北地区1校）  
福島県立白河旭高等学校（県南地区1校）  
福島県立喜多方高等学校（会津地区1校）  
福島県立磐城桜が丘高等学校（いわき地区1校）
- (2) 訪問校：福島県立相馬総合高等学校（相双地区1校）  
福島県立郡山東高等学校（県中地区1校）  
福島県立南会津高等学校（南会津地区1校）
- (3) その他の県北地区及び相双地区的県立高等学校：  
福島県立福島高等学校、福島県立橘高等学校、福島県立福島商業高等学校、  
福島県立福島明成高等学校、福島県立福島工業高等学校、福島県立福島西高等学校、  
福島県立福島北高等学校、福島県立福島東高等学校、福島県立福島南高等学校、  
福島県立川俣高等学校、福島県立安達高等学校、福島県立二本松実業高等学校、  
福島県立本宮高等学校、福島県立ふたば未来学園高等学校、福島県立相馬高等学校、

福島県立原町高等学校、福島県立相馬農業高等学校、

福島県立小高産業技術高等学校、福島県立ふくしま新世高等学校（19校）

(4) その他の県中地区及び県南地区的県立高等学校：

福島県立安積高等学校、福島県立安積黎明高等学校、福島県立郡山東高等学校、

福島県立郡山商業高等学校、福島県立郡山北工業高等学校、福島県立郡山高等学校、

福島県立湖南高等学校、福島県立須賀川創英館高等学校、

福島県立須賀川桐陽高等学校、福島県立清陵情報高等学校、

福島県立岩瀬農業高等学校、福島県立光南高等学校、福島県立白河高等学校、

福島県立白河実業高等学校、福島県立修明高等学校、福島県立石川高等学校、

福島県立田村高等学校、福島県立船引高等学校、福島県立小野高等学校、

福島県立郡山萌世高等学校、福島県立白河第二高等学校（21校）

(5) その他の会津地区及び南会津地区的県立高等学校：

福島県立会津高等学校、福島県立葵高等学校、福島県立会津学鳳高等学校、

福島県立若松商業高等学校、福島県立会津工業高等学校、

福島県立喜多方桐桜高等学校、福島県立猪苗代高等学校、

福島県立西会津高等学校、福島県立会津西陵高等学校、福島県立川口高等学校、

福島県立会津農林高等学校、福島県立只見高等学校、福島県立会津第二高等学校

（13校）

(6) その他のいわき地区的県立高等学校：

福島県立磐城高等学校、福島県立平工業高等学校、福島県立平商業高等学校、

福島県立いわき総合高等学校、福島県立いわき光洋高等学校、

福島県立いわき湯本高等学校、福島県立小名浜海星高等学校、

福島県立磐城農業高等学校、福島県立勿来高等学校、福島県立勿来工業高等学校、

福島県立好間高等学校、福島県立四倉高等学校、福島県立いわき翠の杜高等学校

（13校）

## 5 委託業務の内容

(1) 「地域ネットワーク推進委員」による、対象校へのサポート

ア 委託業務の詳細

(ア) 受託者は、「4」に記載の拠点校4校に地域ネットワーク推進委員を1名ずつ（計4名）

配置し、その業務を管理する。

(イ) 地域ネットワーク推進委員は、常駐する拠点校の「総合的な探究の時間」における地域課題探究活動等の実施にあたり生じている課題等について聴取し、課題等を解消するための助言及び具体的な支援を行う。

(ウ) 地域ネットワーク推進委員は、常駐する拠点校における、3年間を通した「総合的な探究の時間」のプログラムや年間計画の立案に関する助言及び具体的な支援を行い、他校の取組のモデルとする。

(エ) 地域ネットワーク推進委員は、常駐する拠点校と地域の連携を促進するため、拠点校の地域連携担当教職員や主権者教育推進コーディネーター等と連携しながら、教員や生徒が積極的に地域と関わることができるような支援を行う。

(オ) 福島県立伊達高等学校に常駐する地域ネットワーク推進委員は、「4」に記載の訪問

校である福島県立相馬総合高等学校を勤務時間の中で月間に2日程度訪問し、「総合的な探究の時間」における地域課題探究プログラムの実施にあたり必要となる地域人材の要望について聴取し、実施の支援をする。また、「4」に記載の「その他の県北地区及び相双地区の県立高等学校」の、「総合的な探究の時間」における地域課題探究プログラムの実施にあたり必要となる地域人材の要望について聴取し、人材の紹介をする。福島県立白河旭高等学校に常駐する地域ネットワーク推進委員は、「4」に記載の訪問校である福島県立郡山東高等学校に勤務時間の中で月間に2日程度訪問し、「総合的な探究の時間」における地域課題探究プログラムの実施にあたり必要となる地域人材の要望について聴取し、実施の支援をする。また、「4」に記載の「その他の県中地区及び県南地区の県立高等学校」の、「総合的な探究の時間」における地域課題探究プログラムの実施にあたり必要となる地域人材の要望について聴取し、人材の紹介をする。福島県立喜多方高等学校に常駐する地域ネットワーク推進委員は、「4」に記載の訪問校である福島県立南会津高等学校を勤務時間の中で月間に2日程度訪問し、「総合的な探究の時間」における地域課題探究プログラムの実施にあたり必要となる地域人材の要望について聴取し、実施の支援をする。また、「4」に記載の「その他の会津地区及び南会津地区的県立高等学校」の、「総合的な探究の時間」における地域課題探究プログラムの実施にあたり必要となる地域人材の要望について聴取し、人材の紹介をする。福島県立磐城桜が丘高等学校に常駐する地域ネットワーク推進委員は、「4」に記載の「その他のいわき地区及の県立高等学校」の、「総合的な探究の時間」における地域課題探究プログラムの実施にあたり必要となる地域人材の要望について聴取し、人材の紹介をする。

- (カ) 高校教育課と連携し、県立高等学校の生徒が地域課題探究活動に取り組むことで、それまで知らなかつた地域の魅力等について生徒が気づいたことや感じたことをまとめた資料を作成し、高校教育課に電子データで提出する。(パソコンについては、拠点校が準備したものを使用する。)

イ 勤務の回数

福島県立伊達高等学校及び福島県立白河旭高等学校、福島県立喜多方高等学校、福島県立磐城桜が丘高等学校に常駐する地域ネットワーク推進委員の勤務時間は、各月60時間（目安：6時間×10日）とし、やむを得ずその時間を下回る場合には委託者と協議する。

(2) 委託者との業務打合せ

ア 委託業務の詳細

- (ア) 受託者は、委託者と定期的に業務打合せを実施する。  
(イ) 受託者は委託業務の進捗状況について、委託者と情報共有し、各校で生じている課題等への対応について協議し、委託者が、今後の対応方針について決定する。

イ 業務打合せの回数

- (ア) 年3回程度

## 6 提出書類

受託者は、次の各号に掲げる書類を委託者の指定する日までに提出しなければならない。なお、その他必要な書類については、委託者と受託者との協議により決定する。

- (1) 委託業務着手届(別記第1号様式) (委託契約後速やかに提出すること。)  
(2) 委託業務完了届(別記第2号様式) (業務完了後速やかに提出すること。)

- (3) 各月の業務日報（様式任意）（翌月初めに提出すること。）  
(ただし3月分は年度内に提出すること。）

## 7 成果品

受託者は、上記「5」の成果品として、成果報告書を提出する。

## 8 仕様の変更等

### (1) 仕様の変更

受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議し、委託者の承認を得ること。

### (2) 仕様書記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項、又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて委託者と受託者が協議して定めるものとする。

## 9 その他

- (1) 委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる県等の交付金、補助金、助成金等との併給はできないこと。
- (2) 受託者は、委託者から貸与を受けた資料を紛失、汚損等しないように注意して保管するものとし、委託者の承諾を受けずに公表、貸与、使用してはならない。
- (3) 委託業務に関連する書類・領収書等は、契約締結後5年間保存するものとする。
- (4) 業務上知り得た個人情報については、適切に保護するとともに、高校教育課へ提供した後はデータを全て抹消すること。